

キューバ当局の発表(ハバナ国際空港再開と水際措置、その他の国内状況)

11月19日までのキューバ当局の発表の概要は以下のとおりです。

1 ハバナ国際空港再開と水際措置

11月15日午前0時よりハバナ国際空港が再開したところ、外国人入国者に係る水際措置は次の通り。

- (1) 出発地を問わず全ての旅行者は、到着時にPCR検査を受ける、
- (2) その結果は48時間以内に出るが、それまでは外出を控える、
- (3) ホテルに滞在する人にはホテルの医療チームがケアをする。一方、民泊施設に滞在する人は地域の医師がケアする、
- (4) 旅行者は、到着時の検査の結果が陰性であれば、以後、キューバ当局の定める感染防止措置をとりつつ自由に移動して差し支えない、
- (5) 一方、外国人居住者は、キューバ人と同じ扱いで、入国後5日目に2度目のPCR検査を受けて、結果が出るまでは自宅から外出を控える。但し、キューバにいる期間が5日に満たない場合は、空港到着時の検査結果が陽性判定でない限り、出国して差し支えない、
- (6) 陽性確認の場合、入院、医師の治療、接触者の追跡を含む感染拡大防止措置に服する、
- (7) 12月1日より、PCR検査を含む衛生措置費用として30米ドル相当が徴収される。

2 その他の国内状況

- (1) 11月19日にキューバ国際郵便、DHL便が業務を再開。
- (2) ハバナ県は依然「平常への回帰」のフェーズ3。
- (3) 「限定的国内感染地域」指定されていた三県のうち、
 - 11月13日にシエゴ・デ・アビラ県は平常への回帰段階に移行し、県庁所在地はフェーズ2、他の地域はより緩やかなフェーズ3。
 - 11月17日にサンクティ・スピリトゥス県も平常への回帰段階に移行し、トリニダ市はフェーズ2に、その他の地域はより緩やかなフェーズ3。但し、サンクティ・スピリトゥス市とリバイグアン市は依然感染地域指定のまま。
 - ピナル・デル・リオ県はなお「限定的国内感染地域」。

今後変更があり得ますので、報道などで関連情報をフォローして下さい。

参考:

<http://www.cubadebate.cu/especiales/2020/11/19/la-aviacion-en-la-nueva-normalidad-protocolos-sanitarios-y-normas-aduanales-que-debe-conocer/>

在キューバ日本国大使館

領事・警備班

電話 (+53) 7204-3355, 緊急時(+53) 5279-8818

ホームページ : https://www.cu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

フェイスブック : <https://www.facebook.com/pg/EmbajadaJapon.Cuba/>